

自治体の業務継続計画について

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 地域防災計画と業務継続計画

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である(実効性の確保)。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

<=自治体の業務継続は住民の安全・安心の基本

自然災害に対して少なくとも現状において「絶対安全」ではない。いつかは必ず被害が発生する。その時、いかに上手くりカバーできるかが問われる。災害によって自治体の業務継続が危機に瀕している場合、住民は生命の危機に晒されている。自治体は災害時の司令塔。司令塔なくして住民の生命が守れない。

「想定外」の言い訳は通用しない。どんな状況になっても、災害直後(74時間以内)の救命・救助の体制を確保する決意が必要。

業務継続計画は住民のために策定するものであり、住民に対する業務継続力の証明、住民との契約である。

<=資源(ヒト、モノ、情報、ライフライン)に制約がある状況(「基礎的業務継続力調査」参照)

- ・幹部の家族、担当者の被災
- ・災害対策室の被災(建物、室内)
- ・防災行政無線の被災
- ・PC、コピーの被災
- ・停電、電話不通、断水、トイレ
- ・物資・サービスが入手できない。

<=非常時優先業務

- ・災害時には地域防災計画の応急対策業務が加わり通常時より業務が増える。
- ・資源に制約のある状況で遂行するために、通常業務を絞り込む必要がある。

<=業務継続に必要な措置

資源の確保・配分、手続きの明確化・簡素化、指揮命令系統の明確化、代替性の確保

(3) 今までの経緯

平成17年9月 中央防災会議(首都直下地震対策要綱)

首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保する計画として業務継続計画を策定することを規定

平成19年6月 中央防災会議

各省庁が業務継続計画を策定することを確認

平成20年12月 中央防災会議

すべての指定行政機関が策定済み

平成22年3月 愛媛県

愛媛県業務継続計画(本庁版BCP)策定

平成22年4月 内閣府・消防庁

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を県・市町へ通知

⇒国から愛媛県・市町へBCPの策定が要請されている

平成23年3月

東北地方太平洋沖地震発生

⇒平成23年度中に愛媛県では出先版を策定予定。市町版のBCPが課題

(4) 地域防災計画上の取り扱い

愛媛県地域防災計画(震災対策編)に市町は業務継続計画の策定に努めることを規定されている。

⇒愛媛県から市町は、BCPの策定が実質的に要請されている

(5) 企業の事業継続計画

東南海・南海地震防災戦略(平成17年3月中央防災会議決定)では、平成26年度末までに、大企業においてはほぼすべての企業、中堅企業においては過半の企業で事業継続計画が策定されることを目標としている

市町の地域防災計画には、事業者に対して事業継続計画の策定に努めるように規定している。

⇒事業所のBCPの策定を促進する上でも、市町版のBCPの策定が重要

⇒愛媛県地域防災計画(震災対策編)

第2編 災害予防対策

第7章 業務継続計画の策定

県・市町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2-7-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである

2.7-2 県の業務継続計画

(略)

2-7-3 市町の業務継続計画

市町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するように努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

⇒市町の地域防災計画

(例)松山市地域防災計画震災対策編

第2章 災害予防計画

第3節 自主防災組織の育成計画

第4 事業所等における自主防災活動

「このため、事業所等においては、災害時に重要業務を継続するため事業継続計画(BCP)の策定に努め、」

(6) 業務継続計画における主な検討事項

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(内閣府・消防庁)では、以下の通り。

- ・計画の対象および実施体制
- ・被害状況の想定
- ・非常時優先業務の選定
- ・必要資源に関する分析と対策の検討
- ・非常時の対応の検討(安否確認、連絡、非常参集、本部設置)
- ・教育・訓練・更新

(7) 検討体制

- ① 首長からの策定指示、責任者(幹部職員)の指名、各部署の協力の指示
- ② 全庁的な検討体制の確立
- ③ すべての職員の参加意識
- ④ 関係機関との調整

=> 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(内閣府・消防庁)

